

宇多津町「活かせる空き家のマッチングシステム」空き家登録の流れ

①宇多津町役場へ連絡

- ・ 空き家バンク制度についてご説明します。
- ・ 空き家物件の所在地や所有者の確認、連絡先などをお聞きします。

②担当宅建業者の選定

- ・ 空き家の登録をした場合に担当になる宅建業者を「登録事業者」の中から選定していただきます。

③空き家確認

- ・ 空き家所有者、担当宅建事業者、町役場職員、空き家コミュニティにより空き家の確認を行います。室内の状況や設備等を確認し、登録できる空き家かを判断します。

- ・ 間取図、固定資産税の納税通知書などをご用意ください。

※老朽化が著しい、大規模な修繕が必要な場合は登録できない場合があります。

④空き家登録申請書の提出

- ・ 登録申請書及び情報登録票を以下の関係書類を添えて提出してください。空き家の詳細な情報や希望価格等については、担当宅建事業者と協議のうえ記入してください。

〔関係書類〕・ 当該空き家等を含む固定資産税納税証明書

- ・ 当該空き家等にかかる所有権等を確認できる書類（登記簿謄本等）、公図の写し
- ・ 本人であることを証明できる書類（運転免許証等）の写し

⑤空き家の審査・登録

- ・ 登録申請書を確認審査のうえ、結果通知書を申請者へ送付します。

⑥空き家情報の提供

- ・ 登録された空き家については、町ホームページや町役場で情報を発信します。

⑦空き家の問合せ

- ・ 空き家の利用登録者から問合せがあれば、町が担当宅建事業者をお教えします。

⑧交渉及び契約

- ・ 見学等を実施後、契約の意思がある場合、契約交渉・締結までの業務を担当宅建事業者にて行います。* 仲介手数料が必要です。
- ・ 町は交渉及び契約には介入いたしません。
- ・ 成約後は、担当宅建事業者が町に報告することになります。